

Q&A

— 日本学生支援機構奨学金（緊急・応急採用について） —

※ご使用のPDF閲覧ソフトの「テキスト検索機能」でキーワード検索すると便利です。

番号	項目	質問	回答
001	申請前	申請方法がわからない。	大阪大学HP (http://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/student/tuition/scholar/jasso/recruit) に掲載している「緊急採用・応急採用」の詳細を確認し、『対象者』に該当する方は必要手続きを行い申請資格の確認を行ってください。申請資格がある方には別途申請方法を指示します。
002	申請前	何を提出するのかわからない。	【質問番号 001】のとおり申請資格の確認を行ってください。申請資格がある方には別途提出書類を指示します。
003	申請前	申請事由に該当し、申請手続を行えば必ず採用されるのか。	日本学生支援機構の判断により不採用となることがあります。
101	申請事由	家計が急変したのが12ヶ月より前だが、申請事由に該当するか。	事由発生年月から12ヶ月を超えている場合は申請事由に該当しません。申請できるのは申請発生年月より12ヶ月以内に限られます。
102	申請事由	今月末をもって失職する予定だが、失職前にあらかじめ申請できるか。	【事由発生以降】でなければ申請はできません。（「予定」は申請事由に該当しません。）
103	申請事由	就職活動や学会発表等で交通費等の支出が増加したが、申請事由に該当するか。	就学上通常想定されるものに該当するため予期せぬ支出の増加として認められません。予期せぬ支出の増加として認められるのは、突発的な病気や事故による入院費といったもののみです。
104	申請事由	進学準備で支出が増加したが、申請事由に該当するか。	就学上通常想定されるものに該当するため予期せぬ支出の増加として認められません。予期せぬ支出の増加として認められるのは、突発的な病気や事故による入院費といったもののみです。
105	申請事由	収入が減る見込み、あるいは支出が増える見込みだが、申請事由に該当するか。	収入の減少及び支出の増加は実績に基づいて算定されるため、「見込み」の段階では申請できません。
201	申請後	定期採用と緊急採用・応急採用は、採用後扱いが異なるのか。	緊急採用は定期採用における「第一種奨学金」、応急採用は「第二種奨学金」に相当します。ただし、緊急採用の貸与終期は申請年度の3月となり、翌年度以降の貸与は毎年「緊急採用（第一種）奨学金継続願」を提出し、日本学生支援機構により継続が承認される必要があります。（応急採用の貸与終期は「第二種奨学金」と同じく卒業予定期となります。）